

グローバル時代の知的財産戦略

相澤 益男^(*)

「グローバル時代の知的財産戦略」は、イノベーションの国際展開を促進し、熾烈化する国際競争における優位性を強化するための喫緊の課題です。四つのパートに分けて話を進めます。

まず、「世界が変わる、時代が動く」ということで、世界の構造の新しい構築。次に、「未来を拓く科学技術・イノベーション」で、なぜ知財戦略が必要なのかについて。続いて、「知的財産戦略でイノベーションを促進」では、知財戦略はイノベーション促進の駆動力であるが、今後はイノベーションそのものを主体的にリードする時代を迎えること。最後に、「知的財産戦略でプロイノベーション」と題して、プロイノベーション時代では、知財戦略そのものを大きく見直さなければならないという話で締めくくります。

I. 世界が変わる、時代が変わる

日本にもっとも近い巨大国、中国に起っている大きな変化をみなさんも十分認識していると思います。今まで中国は世界の工場として、その急成長が注目されておりました。つまり、自動車はじめ様々な物を中国に工場を設置して生産する。日本も中国に工場を新設し、そこで物を生産して中国以外の国にも輸出するという構図を描いてきました。様々な国が様々な物を生産するために中国に工場を設置し、安い労働力を使って生産を拡大してきたわけです。ところが、中国は大変な人口を持っています。その中国の国民が大きな購買力を発揮するようになってきた。今まで世界の工場だと言われていた中国が同時に世界の巨大市場である

という構図になってきました。その結果何が起ったか。GDPの急速な増大です。今や世界第三位です。来年あるいは遅くとも再来年には、日本のGDPを抜くという状況になってきています。今までは「アメリカ以外の経済大国は日本」という形で進んできたわけですが、これからますます中国との差は縮まり、日本の立場は逆転する。つまり日本のGDPはほとんど伸び率がなく、中国は成長を維持していくわけです。みなさんは、このような状況になってきたことをどの程度の危機感を持って見えていますか。アジアにおいては、インドがその次を狙って大きな成長を遂げました。いよいよアジアが世界の成長センターに躍進する時代です。

アジア以外にもブラジルを初めいろいろな国が経済

世界が変わる 時代が動く

- 世界構造の新しい構築が進む
 - 中国の急成長 世界の工場・市場
 - 先進・新興・途上国、世界構造の分極
- 世界経済危機、そして時代の大転換へ
 - 世界同時に、各国さまざまな経済危機に直面
 - 持続可能な成長を脅かす多様な課題が深刻化



持続可能な成長戦略に向かう

(*) 内閣府総合科学技術会議 議員、内閣官房知的財産戦略本部員

成長を華々しく展開しています。今まで途上国と言われていた国々が新興国として第三のグループに伸びてきました。こういうことになると、新興国も経済力がついてきているので、世界における発言力が強くなるのも当然です。2009年9月25日にアメリカでG20の経済サミットが開かれました。G8からG20に増大しているわけで、これが世界の構造が大きく変わっているところの象徴です。一方で、中国は持続的な成長を狙っていますから、アメリカと中国でG2をとという動きも出てきました。

1989年にベルリンの壁が崩れて東西の冷戦構造が崩壊し、二分極であった世界の構造が多極化するという大きな変化がありました。今は無極化するのかというぐらいに、流動化しています。アメリカ一国が世界のリーダーとして、すべてを牛耳るということが容易ではなくなってきました。こういうときに世界経済危機が起ったわけです。この世界経済危機はアメリカの金融崩壊から起ったわけですが、各国に大きな影響を及ぼし、その影響は様々です。今まで表面的にわからなかったようなことが大きな刺激によって顕在化した現象です。各国ともそういうことに気がつき、単に経済対策だけでは次の時代に生き残れないだろうと考え始めました。経済危機直後のG20と今開かれているものには明らかに大きな違いがあります。現在のG20では、単に経済救済をするということではなく、これからの世界をどうするかという話に向いてきています。

一方で、気候温暖化に代表されるような、人類の持続性を脅かす問題がますます深刻になり、もう回避できないという状態になってきました。これは、グロー

バル化ということが、当初は経済的なグローバリズムであったのですが、今は世界がフラット化して情報も非常に速やかに伝わるようになってきている中で、世界規模の問題が共通に認識されるようになりました。これはたいへん大きな変化です。今まで気候温暖化といっても、地球上のどこか、気候の変化が極端に現れているところの局所的な問題だろうと考えられていました。ところが、人工衛星から地球全体を見ることができるようになり、さまざまな情報交換しながら、どんな状況かということを一々刻み込んで話し合うこともできるようになってきました。このことによって、気候温暖化は局所的な問題ではなく地球全体の問題であって、その影響をなんとか止めなければ我々自身の持続性が保てない、我々は世界共通の問題意識を持って解決に向かうようにしなければいけないという認識になってきました。鳩山総理は国連での演説で日本は気候温暖化の解決に向けて温室効果ガス25パーセント削減するということを提起いたしました。先進国の一員である日本がこういう努力をすると表明することによって、新興国および途上国を引き込んで、世界全体で気候温暖化の解決に向かわなければならないというところにきています。今回の鳩山総理の演説が意味することは大変重要であり、これからの日本が地球規模の問題の解決に向けて戦っていくことを通して世界のリーダーシップを発揮していくということの宣言です。

そこで、なぜ、今、知財戦略なのかです。世界が大変革の時代を迎えている中で、知財戦略は持続可能な成長を達成するために欠かすことができません。気候

“成長の限界”に挑戦

- 世界の国々は持続可能な成長を目指す
 - 国際競争の熾烈化 国際協調の複雑化
 - 成長の限界に挑むイノベーション
- 成長の限界に挑む 新時代のイノベーション
 - オープン、グローバル、プロイノベーション
 - グリーン・イノベーション、……

➡ 世界が競うのは 人の知恵 イノベーション

温暖化もさることながら、我々の前途には、成長の限界があると1970年代から叫ばれておりました。特に、人口増加に目を向けて警告が出されました。以来、我々の成長には限界があり、伸びようとしてもそう簡単にはいかないということが常に覆いかぶさっていました。そのひとつの現れが気候温暖化です。地球のキャパシティーを越えるように温室効果ガスが増えていってしまったならば、我々自身の首を締めてしまうということなのです。

難しい制約条件があるにもかかわらず、日本だけではなくすべての国は持続可能な成長を目指しています。これを軽く見てはいけません。すべての国が持続可能な成長を目指すので、結果として国際競争はますます熾烈化します。しかし今までのように、ただ競争、競争ということで、相手を潰すような形で進んでいったならば、気候温暖化のような地球規模の問題を解決できません。そのために成長そのものが押しつぶされてしまう。そのようなたくさんの課題があるのです。資源しかり、エネルギーしかり。このような問題を解決するには競争するだけでは駄目なのです。国際協調が必須です。仲良くしましようではなく、世界の持続性を保つためにはどのような協調があるか、厳しい問題解決に向かう姿勢が問われます。協調しつつお互いに成長する、あるいは繁栄する、そういう方向に行かなければなりません。ここに難しさがあります。

成長の限界と言われているような諸々の制約あるいは課題に挑戦していくには、イノベーションしかありません。イノベーションは、技術の革新だけではなく、新たな革新をしつつ新しい社会的な価値を創造していくところに力点があります。新たな価値を創造し、それを社会に広めていくところで社会に大きな変革をもたらしていく。今までは技術が新しく開発されて、そのことがそのまま新しい価値を生み、社会に大きな変革をもたらしてきました。だから、イノベーションを技術革新であるといって間違いのない時代もありました。しかし今は、技術革新をするだけでは必ずしもイノベーションになりません。成長の限界に挑み難題を解決するイノベーションが必要なのです。

イノベーションそのものが、だんだんと様変わりをしています。ひとつには、イノベーションのオープン化です。イノベーションはひとつの企業がその中で知恵を出し、そして企業内で、それを研究開発することによって新たな市場に展開するという、いわゆる自前主義で実現できました。ところが、今はどのようなイノベーションでも、ひとつの技術、ひとつの分野の新

しい知識、それだけでは作り得なくなってきました。様々な分野の優れた知識を結集するイノベーションに、大きな期待がかかっています。ということは、組織を越えてあるいは国を越えて、いろいろな知識を選びすぐり結合するというタイプのイノベーション創出に変わりつつあるわけです。そのことがオープン化に他なりません。

イノベーション自体がそのような形でオープン化してくると、ひとつの技術を権利化して、それを基に商品あるいは事業を開発していくという一直線だけでは済まなくなります。イノベーション全体を、世界を視野に入れて、組織も越えて、戦略的に進めなければなりません。イノベーションそのものをどのように組織化してリーダーシップを発揮していくかが重要です。プロイノベーションの時代です。

世界的な課題にチャレンジしてイノベーションを起こしていこうという動きもこれから出てきます。その典型的なのはグリーンイノベーションです。オバマ大統領はグリーンニューディールという表現を新政策に掲げております。このようなタイプのイノベーションが世界で進みます。非常に激しい変化の時代に入りました。世界が競っているのは人の知恵であり、イノベーションの創出であるということをしっかりと理解しなければいけません。要するに我々の頭脳が生み出す知恵、これで勝負なのです。

II. 未来を拓く科学技術・イノベーション

これからは、科学、技術、そしてイノベーションが新しい時代を開きます。我が国は、残念ながら天然の資源に乏しく、知恵で生きていくほかないのです。要するにあなた方の頭脳です。特に科学技術に関する我々の知恵を大いに発揮して、日本を創っていかねばなりません。日本の科学技術予算は現在の投資というより未来への投資です。財政状況が厳しいときにこそ未来への投資をして科学技術を振興すべきです。

日本は科学技術基本計画を5年毎に策定し、この計画に基づいて科学技術政策を推進しています。その一環として知的財産戦略を推進してきました。

日本は世界の経済大国として成長したあと、バブル経済の崩壊を経験し、その後は「失われた10年」と呼ばれる10年間に入ってしまった。1995年に科学技術をベースにして日本を復活させようと科学技術基本法を制定しました。そして、5年毎に基本計画を策定して進めています。当初は科学技術会議が設置され、

省庁の再編によって2001年に現在の総合科学技術会議という形で内閣府に設置されました。総合科学技術会議は、総理が議長であり、六人の閣僚議員と八名の有識者議員で構成されています。私はその有識者議員の一員であり、筆頭役を務めています。

2001年に、国立研究所が、独立行政法人に組織替えされました。2004年には、全国立大学が国立大学法人という法人格を持つようになります。特に、国立大学が法人化されたことが知的財産戦略では大変重要です。特許等の知財権が機関帰属できるようになりました。ですから、国立大学法人は、大学教員の発明を法人に帰属させて特許出願できるようになったのです。独立行政法人の研究機関、そして国立大学が全部法人格を持つようになったことが大きな変化です。2002

年には知的財産基本法が制定されて、知的財産が国にとっていかに重要かという法的根拠ができました。それに伴って、内閣官房に知的財産戦略本部が設置されたのが2003年です。

このように国が科学技術を推進し、知的財産戦略を展開しつつ、持続的な成長に向かう体制が整えられてきました。現在科学技術基本計画は第三期の4年目を迎えており、この数か月の間に第四期の科学技術基本計画の検討が始まります。これらを行うのは、総合科学技術会議であります。

基本計画のフレームワークを説明しておきます。大きく分けると、基礎研究、政策課題対応型研究開発、システム改革の3区分です。基礎研究は、大学を中心として行われている研究全体です。国立大学法人の運

未来を拓く 科学技術・イノベーション

- 資源の乏しい我が国は、知恵で生きていくしかない
 - 科学技術で日本の未来を創る
 - 科学技術予算は、未来への投資
- 知の創造を活性化し、イノベーションの創出につなぐ
 - 科学技術基本計画の推進
 - 知的財産戦略の推進



科学技術・イノベーション政策の強化

科学技術・イノベーション政策の強化

科学技術立国

- ・ 科学技術基本法の制定 (1995)
- ・ 科学技術会議の設置 (1995)
- ・ 第1期科学技術基本計画 (1996-2000)

構造改革

- ・ 第2期基本計画 (2001)
- ・ 総合科学技術会議の設置 (2001)
- ・ 独立行政法人の発足 (2001)
- ・ 大学改革：国立大学法人の発足 (2004)

知的財産立国

- ・ 知的財産基本法 (2002)
- ・ 知的財産戦略本部 (2003)

- ・ 第3期基本計画 (2006-2010)
- ・ 長期戦略「イノベーション25」 (2007)
- ・ 研究開発力強化法 (2008)

第4期科学技術基本計画の策定

営費交付金、私立大学の助成金、こういうようなものが基本になっています。そして、科学研究費補助金いわゆる科研費が加わります。2009年度の総額は1兆4769億円で大変大きな額になっています。政策課題対応型の研究開発は、独立行政法人の研究機構等にかかわります。大学の先生方も、この中にたくさんのプロジェクトを持っています。ここが、先ほどの基礎研究サポート以上に大きなフラクションになっています。それから、人材育成、特に科学技術を推進するための人材の育成と知的財産戦略、その他いろいろ科学技術にかかわるシステム改革が含まれており、総額で4000億円ぐらいです。

Ⅲ. 知的財産戦略でイノベーションを促進

イノベーションを促進する知的財産戦略の背景として、アメリカの1980年代の話をお話します。

当時、アメリカは、大変な経済不況でありました。不況に陥れた元凶とされていたのが、日本であります。鉄鋼だとか自動車のような産業部門に、日本が華々しい展開をしていたために、アメリカ本来の産業基盤が、危機的状況になってきたわけです。アメリカのピッツバーグは、製鉄の世界の中心地だった。その中心地が、次々と工場をレイオフせざるを得なくなってきた。昨日行われた経済サミットは、なぜピッツバーグなのか。当時、大打撃をうけたので、いち早く、先端科学技術をベースにした展開をしてきて、見事に再生していることを、アメリカとしては誇りたいというところもあって、ピッツバーグなのです。

1980年代は、アメリカにとって大変厳しいときでした。これからどうするか施策の中に、大学で生まれてくる新しい知識をもっと活用すべきではないかと、プロパテント主義が展開されました。当時、国の研究資金で生まれた知財は、国のものとされていました。つまり、大学などの法人に権利がいかない。これをなんとかしようということで、有名なバイ・ドール法が1980年に制定されました。これは、研究者にインセンティブを与える制度です。日本は、この仕組みを取入れ、プロパテント政策を展開してきました。政府援助の研究についても、知的財産権は大学に帰属されるという形になりました。大学で生まれた「知」を権利化することによって、更に、いろいろなイノベーションを起こしていくという仕組みができたために、ここで一挙に、産業競争力が強化されたということでもあります。もちろん、アメリカの繁栄がもたらされたのは、すべてこの制度によるものではないにしても、ここに大きなアメリカの政策展開が行われました。

ところが、イノベーションが、必ずしも、今までのような、組織の中で閉じたものではなくなり、オープン化してきました。オープン化の始まりは、やはり、アメリカで、1990年代の末に起っております。始めは、情報産業に、特に見られたのですが、他の産業分野にも広がってきました。

このような1980年代のアメリカを見て、日本はシステム変革を行ってきました。2002年に知的財産基本法を制定して、バブル崩壊後の経済的な停滞をなんとか回復しようとしたしました。プロパテント政策の展開です。特許をより広く、すなわち、特許が適用さ

米国、プロパテント政策で競争力強化

- 1980年代、プロパテント政策でイノベーション促進
 - 1980年、Bayh-Dole 法制定
 - 政府資金援助研究、大学に知的財産権
 - 大学での知の創造、イノベーションの創出
- イノベーションで産業競争力強化、米国の繁栄
 - 大企業の垂直型イノベーション創出
 - 大学等が個人の知の創造を活性化、VB,VC
- 1990年代末、イノベーションのオープン化が始まる

れる範囲を広げていって、しかも、知財権をより強くしようという政策です。例えば、遺伝子関係の特許が認められるようになりました。それから、ビジネスモデルも特許とされるようになりました。ソフトウェアの特許もできました。これらは、特許をより広くという政策の一環です。それから、日本版のバイ・ドール法に基づいて、大学研究者等に対するインセンティブを与えるような方策がとられてきて、大学においても知財というものの価値が理解されるようになり、知的財産が大学で展開されるようになってきました。

ここで、知的財産という言葉の定義ですが、2002年に制定された知的財産基本法に規定されていることを改めて示しておきます。人間の創造的活動により生み出されるものが知的財産であり、この対象になるも

のは、発明だとか考案、それから、植物の新しい品種、意匠、著作物などがあります。知的財産権としては、基本法では、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権が規定されています。

知的財産戦略は知的創造サイクルというイメージで捉えられています。このサイクルの描き方ですが、ここでは技術、知的財産化、資金などをコアとし、創造、保護、活用を循環させています。これをできるだけ効率よく回すことが、好循環を意味します。ここで、忘れてはならないのは、イノベーションの促進に向けてなのだということです。知的財産は大きく技術とコンテンツの二つに分かれます。知的創造活動としては、技術のほうは発明、コンテンツは創作。そして、権利としての保護は、知的財産化とともに国際標準化が重

日本、知的財産戦略の体制強化に

- 2002年、知的財産基本法の制定
 - 長期停滞打破を期し、イノベーションの促進
 - 内閣官房に知的財産戦略本部を設置
- プロパテント政策：特許をより広く、より強く
 - 遺伝子、ビジネスモデル、ソフトウェア特許
 - 大学等の研究重視、日本版Bayh-Dole法



知的財産戦略の総合的な展開

知的財産・知的財産権、知的財産基本法

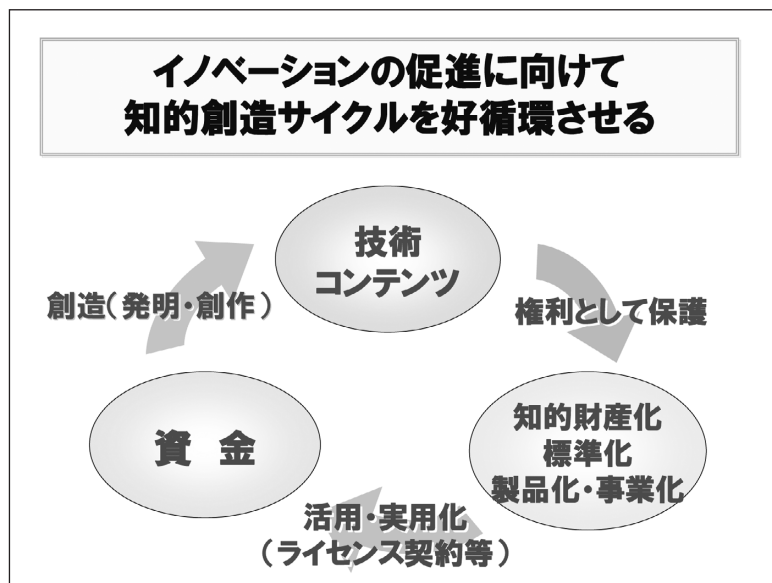
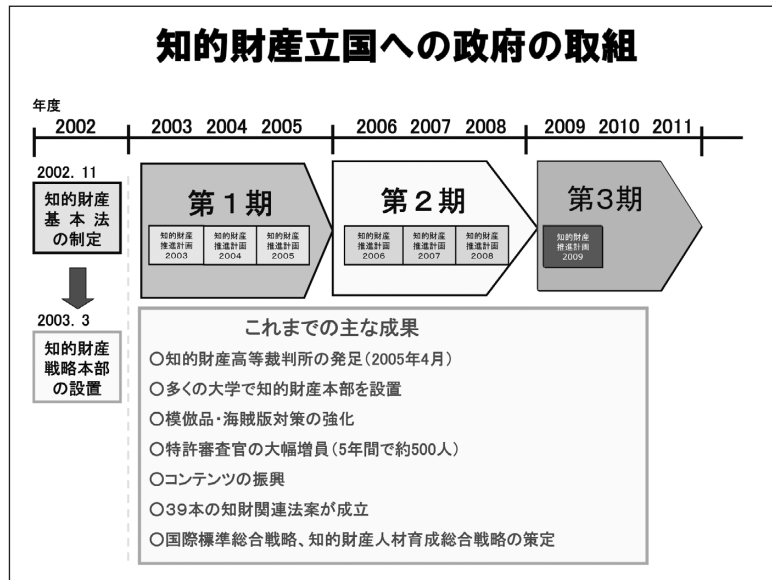
- 知的財産
 - 人間の創造的活動により生み出されるもの
 - 発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物
- 知的財産権
 - 知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利
 - 特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権

要です。グローバル時代においては、特に国際標準戦略が製品化・事業化の成否を左右します。

次に、大学というところは、いかに知的財産体制が弱いかを指摘しておきます。国立大学法人ができてからは、明確に法人に帰属するという仕組みで知的財産権が確立しました。法人化前にできたTLOは、法人に特許権等を帰属できなかったために、発明者である個人から特許権等を引き受けて、技術移転するとか、いろんなことをやってきました。そのような業務は、法人化がすべて整ったあとは、大学の中に知的財産本部、あるいは産学連携本部と言われるようになってきて、そこで行えるようになりました。したがって、各法人はポリシーをきちっと設定しておかなければなりません。それは、産学連携のポリシーであったり、

知財ポリシーであったり、利益相反に関するポリシーであったりですが、そういうものをきちっと規定しておかなければ、いろんなところで問題が出てきます。このようなことで、大学内の知的財産体制の整備が、文部科学省と経済産業省の支援で進んできました。現在、承認TLO、あるいは、認定TLOというものがあるに全国にあります。大学知財本部も、整備されています。その結果、大学との共同研究、受託研究の件数、特許出願件数、特許の実施件数のいずれも増大してきています。

2008年の特許出願件数は、国内の出願が6980件、外国出願が2455件と大変多くなってきました。しかも、外国出願は今まで少なかったのですが、これが急速に伸びています。そして、特許出願に基づいて共同



研究に発展することが期待されます。これがひとつの特徴的なところですが、大企業は1万4000件、中小企業との共同研究は3300件に登りました。このような形で、単に大学等の知財活動は技術を移転するだけでなく、共同研究によって、更に進化させていくということが、相当きめ細やかに行えるようになってきているというところ です。

それでは、大学の知財体制はこれで十分なのかというと、これは依然として弱い。まだまだ弱い。一番問題なのは、文部科学省と経済産業省の大学知財本部とTLOの組織への支援が終了していることです。大学知財本部とTLOのあり方を、もう一度、問い直されなければいけません。さらに、大学発のベンチャーが非常に増えてきて、当初は1000件を目指すというこ

とでしたが、その目標を越えてきていることはよいのですが、成功例がまだまだ少ない。これをどうするか。知財立国に向けて、いろいろと施策が展開されましたが、問題も出てきました。

2005年に知的財産高等裁判所が設立されたことは、知財立国に向けて画期的なことでした。現在この知財高裁が、力を発揮して、その効果をあげています。

ところで、世界に目を向けると、海外市場において模倣品や海賊版等の取り締まりが大変厳しい状況になってきました。その被害は、簡単に予測できることではないのですが、とにかく膨大な量です。水際作戦を展開していて、押さえるべきところを押さえるという対策をしているのですが、問題はますます深刻化しています。

大学等の知財体制 活性化と脆弱さ

- 大学等の知財産管理組織の整備は進んだ
 - －文科省・経産省の支援事業は終了
 - －課題：大学知財本部とTLO、国際化と地域活性化
- 大学等の知財マネジメント
 - －特許出願の増大、企業共願 国立大学60%
 - －共同研究の増大、中小企業に効果
 - －実施許諾契約を伴う技術移転の増大
- 大学発ベンチャーの創出
 - －創業数：全大学等1829、国立大学1102

大学等における共同研究実施件数等の推移



※大学等・・・大学共同利用機関、短期大学、高等専門学校を含む。※特許実施件数は特許権(受ける権利を含む)のみを対象とし、実施許諾及び譲渡件数を計上
※H13、H14は国立大学等のみ、H15以降は国公立大学等を対象

グローバル時代を迎え、日本は世界の知財システムの中で、リーダーシップを発揮して、いろいろな仕組み作りをしなければなりません。今、特許審査ハイウェイという形で、特定の2国間で特許審査を加速するチャレンジが注目されています。

日本の特許庁における問題としては、今まで審査待ちの時間が長すぎるということに対して、国際戦略との絡みもあって、これを改善しなければなりません。特許庁が明確な目標値を設定し、この待ち時間を極力短くすることを進めてきました。2008年では待ち時間が29カ月台だったところを、2013年に11か月にするという大変な努力をしております。私も、先日、その現場を見に行ったところですが、様々なシステムの改善が行われ、この目標に向かって進んでいる状況を理解してまいりました。

それから、国際標準についての総合戦略ですが、この標準化というのは、権利化して、それを保護するという考え方より、標準に基づいた形でいろいろな製品を作り、それに基づいて市場展開を図るということです。これは日本の標準化の策定へのかかわり方が非常に弱かったのではないかという反省の下に、標準化にかかわりを戦略的に展開しています。しかし、これは生易しい問題ではなく、国際戦略のもとに国をあげて進めなければなりません。まさしく、グローバル時代における抜本的な知財戦略の展開が必要です。

知財関係は新しいフィールドですので、人材が足りません。そして、期待される人材の資質というものも変わってきています。グローバル時代の知財戦略のフロントに立って活躍する人材育成が喫緊の課題です。

どのような人材を、どういう組織で育成するかということですが、法科大学院や知的財産専門職大学院等々が挙げられます。日本大学が新しい知財関係の専門職大学院を設置しようとしていることは、人材育成の大きな要請があることを受けて、そのような方向に動いているわけです。

IV. 知的財産戦略でプロイノベーション

イノベーションを促進するために、様々な知的財産戦略が展開されています。しかしイノベーションそのものが大きく様変わりをしてきているので、それに対応するような知財戦略をどうするのかということが大きな課題です。そのことについて最後の締めくくりといたします。

イノベーションの様変わりは20世紀の末から起っています。オープン化が大きな動きであり、こういうようなところからプロイノベーションということが叫ばれるようになりました。プロイノベーションに対して、国は何をするべきなのかということが課題です。第一は、知の創出、つまり発明をしたり、あるいは発見をしたり、それから、創作をする科学技術力の強化。そして、イノベーション創出力の強化です。第二は、幅広く知識を活用しながら、新しい創造に向けていくための、いろいろな情報にアクセスしやすい創造環境の整備。知財の体制も、グローバルな視野で強化していかなければなりません。第四は、コンテンツなどのソフトパワーの強化であります。

例えば、先端医療という分野が、今までのように単

知財立国に向けて国の取組は進んだ

- 大学等の知財体制の整備
- 知的財産の紛争解決
- 模造品・海賊版の取り締まり
- 国際的知財システムの構築
- 国際標準化の強化
- 多様な知的財産人材の育成

純な分野の仕切りでは済まなくなってきました。先端医療と呼ばれるような医学と工学の狭間に出てくるような新技術の特許化をどうするかということです。この分野の知財権について初めての見直しが行われました。そして、その根拠を具体的にかつ明確にしつつ、法律改正等に進むところに来ています。

また、情報を活用しやすい創造環境を整備しなければいけないということも重要です。例えば、特許に関する情報と学術論文に現れる様々な情報を同じプラットフォームで集めたり、その利用の仕方を統合化するというようなことは実は簡単なことではありません。そこで、工業所有権情報・研修館はそうしたサービスを可能とするシステムを開始いたしました。今まで多くの情報がそれぞれの組織で囲われていたものを利用し

やすい形に変えていこうということでもあります。

オープン時代の知的財産戦略で十分に考慮しておかなければいけないことが、総合プロデュース機能です。今まで、あるコミュニティの中でパテントプールなどの形で関係する特許をプールして、その中では自由にアクセスして活用できるような仕組みが出てきました。これを進化させて、オープンイノベーションに対応するよう、多種多様な知財を、分野を越えて、組織も越えて、種々に活用できるような体制に持っていかなければいけません。そのようなことを、知財だけでなく人材も含めて全体プロデュースする機能が必要です。国はそのような総合プロデュース機能を強化するために、何かするべきではないか、あるいは、やるとすればどのようなことが考えられるかというところが、

イノベーションがオープン化している

- 21世紀、クローズド・イノベーションが崩れ始めた
 - －イノベーション創出が垂直型から水平型へ
 - －革新的アイデアは分野・組織を越えて
- イノベーション創出の戦略的主導がすべてを制す
 - －多様な知識の創造と結合を戦略的に主導
 - －あらゆるリソースを俯瞰した知財戦略の策定



プロイノベーションを制する知的財産戦略へ

プロイノベーション 国は何を？

科学技術力・イノベーション創出力の強化

科学技術情報を利用しやすい創造環境の整備

グローバル知財戦略の強化

ソフトパワー産業の知的財産基盤の強化

先端医療分野における特許保護対象の見直し・明確化

IPS細胞を含む先端医療技術の世界的な研究競争の激化を踏まえ、次の観点から先端医療分野における特許保護の在り方を検討(5月29日報告書取りまとめ)。

- ①先端医療技術の発展
- ②医療の特質や公共の利益への十分な配慮

審査基準における特許対象の明確化

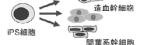
①組合せ発明の保護

〈物理刺激を用いたDDS〉



②生体外プロセス

〈分化誘導方法〉



③生体由来材料の用途発明

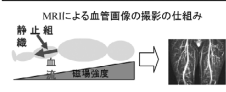
口腔粘膜細胞 → 角膜治療

特許対象の見直し

①専門家の予想を超える効果を示す 新用法・用量医薬



②断層画像撮像の仕組み等の測定技術



先端医療特許取得への支援

①ユーザーフレンドリーな運用の推進 審査基準の周知、審査における補正の 示唆等

②海外における権利取得の促進

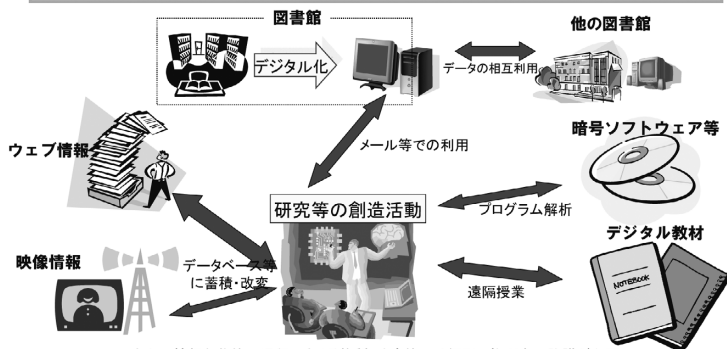


③研究者の知財に関する相談体制の充実と 知財専門人材の育成



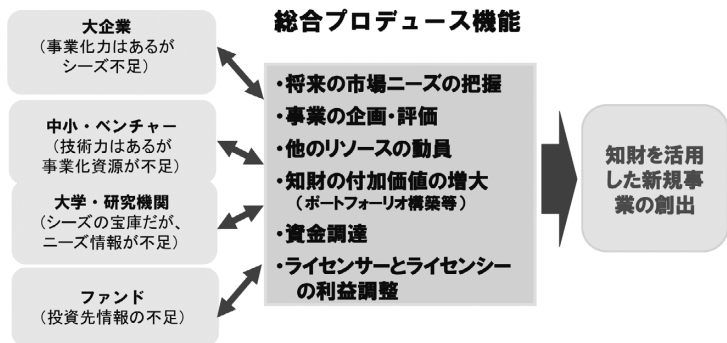
外部情報を利用しやすい創造環境の整備

新たな価値の創造には、情報ネットワークを最大限に活かした学術・技術情報の利用等が不可欠。しかし、著作権法を始めとする知財法制上の制約が存在。権利者を適切に保護しつつ、知財法制の在り方につき早急に検討着手



総合プロデュース機能の強化

知財と事業を一体的かつ総合的に評価し、他の外部リソースを導入して新事業の立ち上げまで関与する「総合プロデュース機能」を強化



今、議論されています。

知的財産戦略本部では、知的財産推進計画 2009 を策定し、来年度以降も展望しつつ進もうとしています。

世界が大きく変わりつつあります。今は経済危機だと言っているけれども、我々は危機後の姿をイメージして、大きな転換をしていかなければなりません。そして、それは偉大な飛躍です。我々が開かなければならないのは、成長の限界へのチャレンジであり、イノベーションの創出という方向性です。そのために知的財産戦略はどのような役割を果たしうるのか。そのような視点で十分に将来を見据え、そして世界を俯瞰しつつ考えていかなければいけないということを申し上げて、締めくくりといたします。